

とやま発明賞 募集要項

一般社団法人 富山県発明協会

1. 事業の趣旨

富山県内の中堅・中小企業の育成を目的としてその該当企業において優秀な発明考案や意匠を完成された方々の功績を称えると共に、創造性の啓発助長と実用化を推進するため、「とやま発明賞」を設けると共に、「専売特許条例」の交付を記念して「発明の日」である4月18日を挟む週に、記念行事として毎年表彰を行う。

2. 表彰

優秀な発明等を完成し、その実施効果が高く、県内産業の向上に寄与していると認められる発明者等を対象として次の各賞を贈呈します。

- ◇知事賞、高木特別賞 1点
- ◇富山県発明協会会長賞 4点

3. 発明、考案および意匠の要件

(1) 発明・考案（次の要件をいずれも具備すること）

- ①特許又は実用新案登録されているもので、募集締切時点で権利が存続していること。
- ②発明、考案は進歩性に優れ、かつ実施効果が顕著で科学技術の向上および地域産業の発展に寄与していると認められること。
- ③新しい技術の発展性を創出していると認められること。
- ④応募時において係争関係にない、もしくは係争が終了していること。

(2) 意匠（次の要件をいずれも具備すること）

- ①意匠登録されているもので、募集締切時点で権利が存続していること。
- ②意匠は製品化され、広く一般に利用されて地域産業の発展、生活文化の向上に大きく寄与していると認められること。
- ③形状、機能など構成要素が極めて優れており、新しい意匠の潮流を形成することが期待されること。
- ④応募時において係争関係にない、もしくは係争が終了していること。

4. 応募者の資格

- (1) 応募者は、日本国内において当該特許・実用新案・意匠の権利を有すること
- (2) 発明者・考案者・創作者は富山県内に在住するか、当該発明を富山県内において完成させ、その特許・実用新案・意匠の製品化が県内の中堅・中小企業で実施されるとともに、1. に掲げる本事業の趣旨に適合すると認めた者であること
- (3) 当該発明等で、過去に国家褒章の受章又は発明協会主催の全国発明表彰、地方

発明表彰、富山県ものづくり大賞、あるいは 本表彰を受賞していないこと。

5. 応募方法

応募にあたっては、所定の「とやま発明賞調査表」に記入要領に従って必要事項を記入し、必要書類を添付の上、事務局に提出して下さい。

また、製品の見本、カタログ並びに写真等がありましたら一緒に提出下さい。なお、提出された調査表その他の応募書類は一切返却致しませんが、必要があれば見本はお返しします。

調査表に記載された事項は表彰の審査にのみ用いられ、第三者に提供、開示、漏洩等することはありません。(但し、受賞者発表時における発明の名称、発明者の氏名、企業名、所属部署名等の公表は除きます。)

調査表は、一般社団法人 富山県発明協会までご請求下さい。

6. 応募の注意

- (1) 平成5年改正法の登録実用新案については、応募書類に技術評価書を添付してください。
- (2) 関連発明(考案・意匠)の発明者(考案者・創作者)は、本表彰の対象とはなりません。
- (3) 同一発明者(考案者・創作者)が、本表彰に同時に複数応募することはできません。

7. 締切

毎年 2月10日(10日が土、日曜日の場合はその次の月曜の日)

8. 審査

「とやま発明賞表彰規定」に基づき、学識経験者、関係官庁の職員、関係団体の役職員、及び発明協会役職員で構成される選考委員会において 経済効果、技術難易度、市場性、開発努力度、環境への配慮等多角的に審査します。

9. 発表

3月上旬に行われる審査会終了後、受賞者と名称は地元紙を通じ発表すると共に、応募者には受賞の可否を通知します。

10. 表彰式

4月18日の発明の日を挟む週に表彰式を行います。

付則 本要項は、平成22年3月10日より実施する。
本要項は、平成24年3月27日より実施する。